



(注) CO・OP学生総合共済の詳しい保障内容については、本パンフレットの「保障表」(p.2・p.3)および「保障のあらまし」(p.8～p.10)をご覧ください。

■ 全ての方に該当する事項

保障等	主な条件の見直しを行う事項
病气入院共済金	<ul style="list-style-type: none"> ●新規契約の申込日前に発病していた病气について、「新規契約の申込日から1年以内の場合」を支払い対象外としていましたが、新規契約の発効日より前に発病していた病气について「新規契約の発効日から1年以内の場合」に変更します。 ●新たな入院(1回の入院)とみなす期間について、直前の入院の退院日の翌日以降「160日経過後」から「180日経過後」に開始した入院に変更します。 ●お支払いできない主な場合に、以下の事由が追加となります。 <ul style="list-style-type: none"> ・共済契約者の重大な過失によるとき ・被共済者の薬物依存によるとき
こころの早期対応保障共済金	<ul style="list-style-type: none"> ●お支払いできない主な場合に、以下の事由が追加となります。 <ul style="list-style-type: none"> ・共済契約者の重大な過失によるとき ・被共済者の違法薬物の使用によるとき
事故(ケガ)入院共済金	<ul style="list-style-type: none"> ●お支払いできない主な場合に、以下の事由が追加となります。 <ul style="list-style-type: none"> ・共済契約者の重大な過失によるとき ・被共済者の薬物依存によるとき ・被共済者の病气に起因して生じた事故によるとき
事故(ケガ)通院共済金 (特定傷害固定具保障共済金)	<ul style="list-style-type: none"> ●通院の保障期間について、「事故日から360日以内の通院」から「事故日から180日以内の通院」に変更します。 ●医師の指示にもとづき、固定具を装着した場合には、同一の不慮の事故につき1回に限り、10日間の通院があったものとみなします。この場合、通院日数と固定具装着(10日分)合わせて90日限度に変更します。 ●お支払いできない主な場合に、以下の事由が追加となります。 <ul style="list-style-type: none"> ・共済契約者の重大な過失によるとき ・被共済者の薬物依存によるとき ・被共済者の病气に起因して生じた事故によるとき
手術共済金	<ul style="list-style-type: none"> ●新規契約の申込日前に発病していた病气について、「新規契約の申込日から1年以内の場合」を支払い対象外としていましたが、新規契約の発効日より前に発病していた病气について「新規契約の発効日から1年以内の場合」に変更します。 ●「涙嚢切開術」は、支払対象外に変更します。 ●お支払いできない主な場合に、以下の事由が追加となります。 <ul style="list-style-type: none"> ・共済契約者の重大な過失によるとき ・被共済者の薬物依存によるとき ・被共済者の病气に起因して生じた事故によるとき
重度後遺障害共済金	<ul style="list-style-type: none"> ●新規契約の申込日前に発病していた病气について、「新規契約の申込日から1年以内の場合」を支払い対象外としていましたが、新規契約の発効日より前に発病していた病气について「新規契約の発効日から1年以内の場合」に変更します。
死亡共済金	<ul style="list-style-type: none"> ●被共済者が不慮の事故により死亡した場合、「共済期間中」または「その事故日から360日以内」に死亡した場合に支払対象としていましたが、「共済期間中」の死亡のみを支払対象に変更します。 ●新規契約の申込日前に発病していた病气について、「新規契約の申込日から1年以内の場合」を支払い対象外としていましたが、新規契約の発効日より前に発病していた病气について「新規契約の発効日から1年以内の場合」に変更します。
親扶養者死亡共済金・ 親扶養者重度障害共済金	<ul style="list-style-type: none"> ●新規契約の発効日より前にすでに罹患していた病气または受傷していたケガを原因として、新規契約の発効日から発効日を含んで1年以内に死亡または重度障害となったときは、支払対象外となります。 ●お支払いできない主な場合に、以下の事由が追加となります。 <ul style="list-style-type: none"> ・共済契約者の故意または重大な過失によるとき

保障内容

保障等	主な条件の見直しを行う事項
保障内容 扶養者事故死亡共済金・ 扶養者事故重度障害共済金	<ul style="list-style-type: none"> ●重度後遺障害の第3級の①(1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの)、⑤(両手の手指の全部を失ったもの)は、支払対象外となります。 ●お支払いできない主な場合に、以下の事由が追加となります。 <ul style="list-style-type: none"> ・共済契約者の重大な過失によるとき ・当該扶養者が、法令に定める酒気帯び運転をしている間に生じた事故によるとき ・当該扶養者の精神障害によるとき、または泥酔によるとき ・当該扶養者の病气に起因して生じた事故によるとき
その他 共済契約の発効日	<ul style="list-style-type: none"> ●共済契約の発効日は、「申込日または初回掛金の払込日のいずれか遅い日の翌日午前0時」から「申込日翌日または学生に該当した日のいずれか遅い日の午前0時」に変更します。
その他 契約の解約(終了)	<ul style="list-style-type: none"> ●卒業や退学等で学生ではなくなった場合は、共済期間の途中であっても、学生ではなくなった日(卒業の場合は申告いただいた卒業予定年月の末日、退学の場合は退学日)をもって契約は解約となります。卒業が3月の場合は、申告いただいた卒業予定年の3月31日が満期終了となります。
その他 ご加入できる年齢	<ul style="list-style-type: none"> ●被共済者となることのできる年齢は、共済契約の発効日において「満65歳未満」から「満35歳未満」に変わります。

なお、AF型、A型、NA型、MF型、M型、NM型にご加入の方は以下も見直しとなります。

保障等	主な条件の見直しを行う事項
保障内容 病气入院共済金	<ul style="list-style-type: none"> ●連続した同一事由の長期入院の場合は、1回の入院は限度日数360日に変更します。
保障内容 重度後遺障害共済金	<ul style="list-style-type: none"> ●共済期間を通じて支払う共済金額は、同一事由の場合、通算して重度後遺障害共済金を限度とします。
保障内容 事故後遺障害共済金	<ul style="list-style-type: none"> ●共済期間を通じて支払う共済金額は、同一事由の場合、通算して事故後遺障害共済金を限度とします。
保障内容 死亡共済金	<ul style="list-style-type: none"> ●病气死亡と事故死亡に関わる共済金額が200万円から100万円に変更となります。
保障内容 通知義務	<ul style="list-style-type: none"> ●「卒業予定年月」に変更が生じた場合、その旨を通知することが義務化します。
保障内容 ご加入できる年齢	<ul style="list-style-type: none"> ●被共済者となることのできる年齢は、共済契約の発効日において「満35歳未満」に変わります。

CO・OP学生総合共済のお引き受けに関して

- BF型、B型、NB型、NU型にご加入の方が学生総合共済を継続加入される場合、全国大学生協共済生活協同組合連合会が100%契約を引き受けます。
- AF型、A型、NA型、MF型、M型、NM型にご加入の方が学生総合共済を継続加入される場合、全国大学生協共済生活協同組合連合会とコープ共済生活協同組合連合会が共同で契約を引き受けます。各団体の保障責任の割合(共同引受割合)は下表のとおりです。

引受団体	発効日	共同引受割合	
		2022年4月1日～2023年3月31日	2023年4月1日～2024年3月31日
大学生協共済連		81%	79%
コープ共済連		19%	21%